平成２３年（フ）第１９１９号
札幌市北区新琴似６条17丁目１番17号　コンフォートＣ617―205号
債務者　菅原　恵美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２２号
札幌市北区篠路７条２丁目１番16号
債務者　森田　直美（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６７号
北海道千歳市文京１丁目１番地の４
債務者　石田由美子
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０１８号
札幌市厚別区大谷地東５丁目１番15―702号
債務者　寺島　慶太
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９号
山形県酒田市高砂３丁目９番34号
債務者　小山　織江
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第６６号
福島県会津若松市飯盛３丁目４番23号
債務者　佐藤奈美子（旧姓岩野）
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
福島県会津若松市高野町平塚１番地
債務者　石田　一成
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
群馬県藤岡市鬼石622番地２
債務者　新井　和城
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２３４号
群馬県安中市簗瀬875―１　メゾンよしかわＢ―１、住民票上の住所群馬県安中市古屋239番地24
債務者　坂田　哲也
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２４３号
群馬県藤岡市浄法寺1025番地
債務者　中澤　博明
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２４６号
群馬県藤岡市藤岡667番地１　松本マンション201
債務者　新井　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４９３号
埼玉県川越市旭町３丁目12番地42メゾン石田201号室
債務者　仲田　憲正
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５００号
埼玉県入間市東藤沢８丁目16番12号
債務者　冨山　浩司
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字行永1600番地市営住宅350号
債務者　上羽　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第５５２号
堺市西区鳳中町９丁354番地46
債務者　大平　　薫
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６６５号
大阪府松原市西大塚１丁目９番16号
債務者　村上　千明
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６８６号
堺市堺区向陵西町３―３―16　深海荘201、住民票上の住所堺市堺区南三国ヶ丘町５丁６番９号　ヒルコートイズミ
債務者　西山みどり
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第７２８号
堺市中区八田寺町281番地１　岩見マンション203号
債務者　小寺　眞美
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係